

令和8年度やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、本県独自の断熱性能及び気密性能を持つ「やまがた省エネ健康住宅」を建設するとともに再生可能エネルギー等設備（以下「再エネ等設備」という。）の設置を行う者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) やまがた省エネ健康住宅

やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱によるやまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けた住宅をいう。

(2) ZEH

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再エネ等設備を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅で、別表1に定めるものをいう。

(3) 県内業者

山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(4) 建設等

県内に自ら居住するため、住宅を新築又は購入（建設工事に着手する前に売買契約を締結するものに限る。）することをいう。なお、店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみを対象とする。

(5) HEMS

エネルギー計測装置をいう。

(6) BELS

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(7) FIT

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度をいう。

(8) FIP

再エネ特措法に基づき、国が市場価格に一定の補助額を上乗せし交付する制度をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、交付決定日（ただし、工期の確保その他やむを得ない理由があると知事が認めるときは、交付を申請する日の属する年度の4月1日とする。）以降に県内業者とやまがた省エネ健康住宅の建設等及び再エネ等設備の導入に係る契約を締結する別表2に掲げるいずれかの事業であり、それぞれ同表に掲げる要件を全て満たすものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表4の補助対象区分ごとに補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外する。

3 第1項の規定により、対象区分ごとに算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象となる住宅及び設備の引き渡しを受ける前に、補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、令和9年1月29日までに知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度内に1回までとし、交付申請を取り下げた場合などであっても、同一年度内に再度の交付申請を行うことはできないものとする。

（補助金交付決定）

第6条 知事は、前条の交付申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

（補助金交付の除外要件）

第7条 知事は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

(3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(4) 指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者

(5) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(申請内容の変更)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更
- (2) 事業完了予定日の変更（補助金交付申請時の当該日から6か月を超えて延長するものに限る。）

2 規則第7条第1項第1号の規定により申請者が当該交付決定に係る事業の内容について前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、交付決定した補助金額の増額を伴う変更は認めないものとする。

- (1) 事業計画書（変更）（様式第3号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる理由により交付申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（様式第4号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 交付対象となる住宅の建設等及び再エネ等設備の導入をとりやめるとき。
- (2) 第3条の要件に適合することができないとき。
- (3) その他交付の申請を取り下げる事由が発生したとき。

(補助事業の継承)

第10条 事業の期間中に相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、事業継承承認申請書（様式第5号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の継承を承認したときは、申請者に通知するものとする。

(補助事業実績報告書)

第11条 申請者は、補助事業完了の日から30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 知事は、補助事業実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(支払い)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(補助金交付の取消し等)

第14条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

3 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の提出)

第15条 この補助金に関する知事宛ての書類は、所管の総合支庁に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

2 申請者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請を承認したときは、申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

5 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(実態調査への協力)

第17条 知事は、再エネ等設備の普及促進を図るため、申請者に対し、補助対象設備の使用状況等(太陽光発電設備の発電量等)に関する実態調査への協力を要請することができる。

2 申請者は、前項の調査について、知事から協力を要請された場合は、これに応じるように努めなければならない。

(書類の保存)

第18条 申請者は、この補助金に関する証拠書類等を、令和9年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

| 種別 | 要件 |
|-------------|---|
| 『ZEH』 | 以下の①～④のすべてに適合した住宅 ① 平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（ U_A 値[W/m ² K]）を地域区分*3地域で0.5以下、4・5地域で0.6以下とすること。 ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 ③ 太陽光発電設備を導入すること。 ④ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 |
| Nearly ZEH | 『ZEH』の要件の①～③及び以下の要件のすべてに適合した住宅 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されていること。 |
| 『ZEH+』 | 以下の①～⑤のすべてに適合した住宅 ① 平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（ U_A 値[W/m ² K]）を地域区分3地域で0.28以下、4地域で0.34以下、5地域で0.46以下とすること。 ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。 ③ 太陽光発電設備を導入すること。 ④ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 ⑤ HEMS（国の「令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業）のうちZEH支援事業」（以下「令和7年度国ZEH支援事業」という。）に係る公募要領〈個人申請編〉（令和7年11月）の「ZEH+の選択要件」において「 ② 高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象に設置するHEMSの要件を満たすものに限る。）により、太陽光発電等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 |
| Nearly ZEH+ | 『ZEH+』の要件の①～③、⑤及び以下の要件のすべてに適合した住宅 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されていること。 |

※ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(1)に定める「地域の区分」をいう。

別表 2

| | 補助対象事業 | 要件 |
|---|-----------------|--|
| 1 | やまがた省エネ健康住宅の建設等 | <p>1 住宅</p> <p>① やまがた省エネ健康住宅であること。</p> <p>② 別表 1 に定めるZEHであること。</p> <p>③ BELSにおいて、ZEHの評価・認証を受けていること。</p> <p>2 再エネ等設備</p> <p>① 別表 3 に定めるZEHの種別に応じた補助対象設備のうち、『ZEH』及びNearly ZEHの場合は太陽光発電設備、『ZEH+』及びNearly ZEH+の場合は太陽光発電設備及びHEMSが導入されていること。</p> <p>② 別表 3 に定める補助対象設備のうち、太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであって、FIT又はFIPの認定を取得しないこと。</p> <p>③ 法定耐用年数を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>④ 発電された電気が住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。</p> <p>⑤ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を30%以上とすること。</p> <p>3 その他</p> <p>① 既使用の製品を使用するものではないこと。</p> <p>② ZEH（別表 3 に掲げる補助対象設備を含む。）に対し、国又は山形県の他の補助金の交付を受けるものではないこと。</p> |
| 2 | 再エネ等設備の導入事業 | <p>① 別表 3 に定める補助対象設備のうち、太陽光発電設備が導入されていること。</p> <p>② やまがた省エネ健康住宅に導入するものであること。</p> <p>③ 別表 3 に定める太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであって、FIT又はFIPの認定を取得しないこと。</p> <p>④ 法定耐用年数を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>⑤ 発電された電気が住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。</p> <p>⑥ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を30%以上とすること。</p> <p>⑦ 既使用の製品を使用するものではないこと。</p> |

| | |
|--|---|
| | ⑧ 別表3に定める太陽光発電設備及び蓄電池設備に対し、国又は山形県の他の補助金の交付を受けるものではないこと。 |
|--|---|

別表3

| ZEHの種別 | 補助対象設備 | 要件 |
|--------------------|---------|---|
| 『ZEH』及び Nearly ZEH | 太陽光発電設備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 FIT又はFIPの認定を取得しないこと。 2 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 5 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 7 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 11 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 |
| | 蓄電池設備 | 令和7年度国ZEH支援事業の対象製品として執行機関の登録を受けた製品（国の「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業」の対象製品として執行機関の登録を受けたものを含む。）であること。 |
| 『ZEH+』及 | 太陽光発電 | （『ZEH』及びNearly ZEHに同じ） |

| | | |
|-----------------|-------|---|
| びNearly ZEH+ | 設備 | |
| | 蓄電池設備 | (『ZEH』及びNearly ZEHに同じ) |
| | HEMS | 令和7年度国ZEH支援事業に係る公募要領の「ZEH+の選択要件」において「②高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に設置するHEMSの要件を満たすものであること。 |

別表 4

| 補助対象区分 | | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--------|---|----------------------|----------------------------------|
| ① | 別表2に掲げる補助対象事業1の要件を満たし、かつ、『ZEH』又はNearly ZEHの要件を満たす戸建て住宅の新築 | 材料及び設備の購入並びに工事に要する経費 | 定額：55万円 |
| ② | 別表2に掲げる補助対象事業1の要件を満たし、かつ、『ZEH+』又はNearly ZEH+の要件を満たす戸建て住宅の新築 | 材料及び設備の購入並びに工事に要する経費 | 定額：100万円 |
| ③ | 別表2に掲げる補助対象事業1又は2において導入する太陽光発電設備 | 設備の購入及び工事に要する経費 | 7万円/kW ただし、63万円（9kW）を上限とする。 |
| ④ | 別表2に掲げる補助対象事業1又は2において導入する蓄電池設備 | 設備の購入及び工事に要する経費 | 補助金対象経費の1/3 ただし、30.6万円を上限とする。 |
| ⑤ | 別表2に掲げる補助対象事業1において導入するHEMS | 設備の購入及び工事に要する経費 | 補助金対象経費の2/3 ただし、6.6万円を上限とする。 |